

第九區 額田郡西加茂郡東加茂郡一人
第十區 北設樂郡南設樂郡寶飯郡一人
第十一區 渥美郡八名郡一人

靜岡縣 議員總數八人

第一區 安倍郡有渡郡一人
第二區 富士郡庵原郡一人
第三區 志太郡益津郡一人
第四區 榛原郡佐野郡城東郡一人
第五區 周智郡豐田郡山名郡磐田郡一人
第六區 長上郡敷知郡濱名郡引佐郡鹿玉郡一人
第七區 那賀郡賀茂郡君澤郡田方郡駿東郡二人

山梨縣 議員總數三人

第一區 西山梨郡北巨摩郡中巨摩郡一人
第二區 東山梨郡南都留郡北都留郡一人
第三區 東八代郡西八代郡南巨摩郡一人

滋賀縣 議員總數五人

第一區 滋賀郡高島郡一人

第二區 甲賀郡野洲郡栗太郡一人
第三區 犬上郡愛知郡神崎郡蒲生郡二人
第四區 西淺井郡東淺井郡 香郡 田郡一人

岐阜縣 議員總數七人

第一區 厚見郡方縣郡各一人
第二區 不破郡安八郡一人
第三區 海西郡下石津郡多藝郡上石津郡羽栗郡中島郡一人
第四區 大野郡池田郡本巢郡席田郡山縣郡一人
第五區 武儀郡郡上郡一人
第六區 加茂郡可兒郡土岐郡惠那郡一人
第七區 大野郡益田郡吉城郡一人

長野縣 議員總數八人

第一區 上水內郡更級郡一人
第二區 下水內郡上高井郡下高井郡一人
第三區 小縣郡埴科郡一人
第四區 西筑摩郡東筑摩郡南安曇郡北安曇郡二人
第五區 南佐久郡北佐久郡一人

第六區 上伊那郡諏訪郡一人
第七區 下伊那郡一人

宮城縣 議員總數五人

第一區 仙臺區名取郡宮城郡一人
第二區 柴田郡刈田郡伊具郡亙理郡一人
第三區 黑川郡加美郡志田郡玉造郡遠田郡一人
第四區 栗原郡登米郡一人
第五區 桃生郡牡鹿郡本吉郡一人

福島縣 議員總數七人

第一區 信夫郡伊達郡一人
第二區 安達郡安積郡一人
第三區 田村郡巖瀨郡東白河郡西白河郡石川郡二人
第四區 南會津郡北會津郡大沼郡耶麻郡河沼郡二人
第五區 菊多郡磐前郡磐城郡檜葉郡標葉郡行方郡宇多郡一人

巖手縣 議員總數五人

第一區 南巖手郡北巖手郡紫波郡二戸郡一人
第二區 東閉伊郡中閉伊郡北閉伊郡南九戸郡北九戸郡一人

第三區 稗貫郡東和賀郡西和賀郡西閉伊郡南閉伊郡一人

第四區 江刺郡膽澤郡氣仙郡一人

第五區 西磐井郡東磐井郡一人

青森縣 議員總數四人

第一區 東津輕郡上北郡下北郡三戸郡二人

第二區 北津輕郡南津輕郡一人

第三區 中津輕郡西津輕郡一人

山形縣 議員總數六人

第一區 南村山郡東村山郡西村山郡二人

第二區 東置賜郡南置賜郡西置賜郡一人

第三區 飽海郡西田川郡東田川郡二人

第四區 最上郡北村山郡一人

秋田縣 議員總數五人

第一區 南秋田郡一人

第二區 山本郡北秋田郡鹿角郡一人

第三區 河邊郡由利郡一人

第四區 仙北郡平鹿郡雄勝郡二人

福井縣 議員總數四人

- 第一區 足羽郡大野郡一人
- 第二區 吉田郡阪井郡一人
- 第三區 南條郡今立郡丹生郡一人
- 第四區 三方郡遠敷郡大飯郡敦賀郡一人

石川縣 議員總數六人

- 第一區 金澤郡石川郡二人
- 第二區 能美郡江沼郡一人
- 第三區 河北郡羽咋郡鹿島郡二人
- 第四區 鳳至郡珠洲郡一人

富山縣 議員總數五人

- 第一區 上新川郡婦負郡二人
- 第二區 下新川郡一人
- 第三區 射水郡一人
- 第四區 礪波郡一人

鳥取縣 議員總數三人

- 第一區 西美郡法美郡殿井郡八上郡八東郡磐頭郡一人

- 第二區 高草郡氣多郡河村郡久米郡八橋郡一人
- 第三區 汗入郡會見郡日野郡一人

島根縣 議員總數六人

- 第一區 島根郡秋鹿郡意宇郡一人
- 第二區 能義郡仁多郡大原郡飯石郡一人
- 第三區 出雲郡楯縫郡神門郡一人
- 第四區 邇摩郡安濃郡邑智郡一人
- 第五區 那賀郡美濃郡鹿足郡一人
- 第六區 周吉郡穩地郡海士郡知夫郡一人

岡山縣 議員總數八人

- 第一區 岡山區河野郡上道郡邑久郡兒島郡二人
- 第二區 津高郡赤阪郡磐梨郡和氣郡一人
- 第三區 都宇郡窪屋郡賀陽郡下道郡一人
- 第四區 淺口郡小田郡後月郡一人
- 第五區 上房郡川上郡哲多郡阿賀郡一人
- 第六區 真島郡大庭郡西條郡西北條郡東南條郡東北條郡一人
- 第七區 勝北郡勝南郡吉野郡英田郡久米北條郡久米南條郡一人

廣島縣 議員總數十人

- 第一區 廣島區安藝郡二人
- 第二區 佐伯郡一人
- 第三區 沼田郡高宮郡山縣郡一人
- 第四區 高田郡三次郡三縣郡一人
- 第五區 加茂郡一人
- 第六區 豐田郡一人
- 第七區 御調郡世羅郡一人
- 第八區 深津郡沼隈郡安那郡一人
- 第九區 蘆田郡品治郡神石郡甲奴郡奴可郡三上郡惠蘇郡一人

山口縣 議員總數七人

- 第一區 吉敷郡美禰郡厚狹郡佐波郡二人
- 第二區 阿武郡見島郡大津郡一人
- 第三區 赤間關區豐浦郡一人
- 第四區 都濃郡熊毛郡大島郡二人
- 第五區 玖珂郡一人

和歌山縣 議員總數五人

- 第一區 和歌山區名草郡海部郡有田郡二人
- 第二區 伊都郡那賀郡一人
- 第三區 日高郡西牟婁郡東牟婁郡二人

德島縣 議員總數五人

- 第一區 名海郡勝浦郡一人
- 第二區 那賀郡海部郡一人
- 第三區 名西郡阿波郡麻植郡一人
- 第四區 板野郡一人
- 第五區 美馬郡三好郡一人

香川縣 議員總數五人

- 第一區 香川郡山田郡小豆郡一人
- 第二區 大內郡寒川郡三木郡一人
- 第三區 鷦足郡阿野郡一人
- 第四區 多度郡那珂郡一人
- 第五區 豐田郡三野郡一人

愛媛縣 議員總數七人

- 第一區 溫泉郡和氣郡風早郡野間郡久米郡伊豫郡下浮穴郡二人

第二區 越智郡桑村郡周布郡一人
 第三區 喜多郡上浮穴郡一人
 第四區 新居郡宇摩郡一人
 第五區 西宇和郡東宇和郡一人
 第六區 南宇和郡北宇和郡一人
 高知縣 議員總數四人
 第一區 土佐郡長岡郡一人
 第二區 幡多郡高岡郡吾川郡二人
 第三區 香美郡安藝郡一人
 福岡縣 議員總數九人
 第一區 福岡區怡土郡志摩郡早良郡一人
 第二區 糟屋郡宗像郡那珂郡御笠郡席田郡上座郡下座郡夜須郡二人
 第三區 遠賀郡鞍手郡嘉麻郡穂波郡一人
 第四區 御井郡御原郡山本郡生葉郡竹野郡一人
 第五區 三潞郡上妻郡下妻郡一人
 第六區 山門郡三池郡一人
 第七區 企救郡田川郡一人

第八區 京都郡仲津郡築城郡上毛郡一人
 大分縣 議員總數六人

第一區 大分郡一人
 第二區 北海部郡南海部郡一人
 第三區 大野郡直入郡一人
 第四區 速見郡玖珠郡日田郡一人
 第五區 西國東郡東國東郡一人
 第六區 下毛郡宇佐郡一人
 佐賀縣 議員總數四人
 第一區 佐賀郡神崎郡小城郡基肄郡養父郡三根郡二人
 第二區 東松浦郡西松浦郡一人
 第三區 杵島郡藤津郡一人
 熊本縣 議員總數八人
 第一區 熊本區飽田郡託麻郡宇土郡二人
 第二區 玉名郡一人
 第三區 山鹿郡山本郡菊池郡合志郡阿蘇郡二人
 第四區 上益城郡下益城郡一人

第五區 八代郡葦北郡球磨郡一人
第六區 天草郡一人

宮崎縣 議員總數三人

第一區 宮崎郡北那珂郡南那珂郡兒湯郡一人
第二區 北諸縣郡西諸縣郡東諸縣郡一人
第三區 東臼杵郡西臼杵郡一人

鹿兒島縣 議員總數七人

第一區 鹿兒島郡谿山郡北大隅郡熊毛郡馭護郡一人
第二區 給黎郡揖宿郡頴娃郡川邊郡一人
第三區 日置郡阿多郡一人
第四區 高城郡出水郡南伊佐郡薩摩郡甑島郡一人
第五區 菱刈郡始良郡桑原郡西嶺嶽郡北伊佐郡一人
第六區 南諸縣郡南大隅郡肝屬郡東嶺嶽郡一人
第七區 大島郡一人

衆議院議員選舉法終

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ會計法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣伯爵黑田清隆
樞密院議長伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵大隈重信
海軍大臣伯爵西鄉從道
農商務大臣伯爵井上馨
司法大臣伯爵山田顯義
大藏大臣伯爵松方正義
兼內務大臣伯爵大山巖
陸軍大臣伯爵森有禮
文部大臣伯爵有禮
遞信大臣伯爵榎本武揚

會計法

會計法

此會計法は十一章三十三條より成日本帝國の經濟の方法を規定したるものにして國家の富強貧弱の岐る、處ろ且は我々人民の上納する處の租稅の徵收より支出等を明示す處の法律なれば大いに直接の關係あるものにして邦國の爲めは衆も必要重大の法律なり其詳細ある事は下條を見て知る可し

第一章 總則

總則は此會計法總ての條項に通して適用せらる、所のものにして取も直さす本法の總へ括りの法則とも云ふ可きものなり

第一條 政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

一 會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關ル事務ハ翌年十一月三十日マテニ悉皆完結スヘシ

(註解) 政府の會計年度と云ふものは毎年その年の四月の一日より始めて翌年の三月三十一日迄とす故に歳入歳出の豫算より決算に至るまでも其間の勘定をするものなり併しなから三月三十一日になれば年度更りよなるから總ての決算が其時に出来るかと云ふに夫れは中々煩雜の事務なれば兎ても出来ない事故歳入歳出の全くの勘定は翌年十一月三十一日即ち年度更りより八ヶ月の後まで日延へをして夫までには必ず悉く其事務を終り勘定済を仕て仕まふものなり

第二條 租稅及其ノ他一切ノ收納ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ總豫算ニ編入スヘシ

(註解) 我々人民より上納する所の租稅より其他官有物拂下又は官設鐵道電信杯よて總て政府の取入れを歳入とし官吏の俸給土木の費用軍器其他の器械買入等總て政府より拂ひ出す所の費用を歳出と名づくるなり諸其歳入歳出とも國會に提出して議員に評議せしむる所の豫算案に編み込むものなり

會計法第一章 總則

第三條 各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ス

(註解) 右の豫算に就て國會に於て議決し愈よ是れと極まりし所の歳入あり歳出なりの金額は必ず其年度内に必ず捌き方を附けて決して勝手に他の年度の費用に融通することとは出来ないものであるなり

第四條 各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノ、外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス

(註解) 總て政府の各省なり地方の官廳なり孰れの官廳にても各々の法律或は勅令を以て定められてある定額の外よは特別ノ金を持って居る事と出来ないものである又其收入支出を明に定められてあることなれば特別の資金の有る筈なきものあり

第二章 豫算

本章は豫算として收入は何程あるか又は支出は何程入用あるや或總て翌年度の豫算の方法を定めたるものなり

第五條 歳入歳出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ

(註解) 政府へ一年度中に徴收すへき諸租税や其他一切の收入と政府より一年度中に拂出すへき官吏の俸給諸物品買入工事の費用杯の如き總ての歳出との總見積書の案文は其收入支出を爲す可き年度の前年に開く帝國議會即ち衆議貴族の兩院の議員が開會に付て會場に會集したる始めに之を政府より提出すべきものなり

第六條 歳入歳出ノ總豫算ハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スヘシ

總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一 各省ノ豫定經費要求書但シ各項中各目ノ明細ヲ記入スヘシ

第二 其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ歳入歳出現計書

(註解) 前條解さし所の歳入歳出の兩總豫算之を常ねの見積と前々より測り知られな
臨時に湧き出て來し時の費用と二つ又大別し其二つを又詳細に小別し置かねはな
らぬ其又總見積書にて帝國議會の豫算を評議する参考のために内務外務陸軍海軍の
如き各省より此年度中にて何々の費用何程と委細に認め是丈の費額を要するに付
支拂ひ呉れと云ふ要求書と而して其開會の年の三月三十一日に完結したる會計年度
の收入支出の現在を計算したる計簿書とを添て帝國議會へ指出すあり

第七條 豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一 豫備金

第二 豫備金

第一 豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二 豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

(註解) 豫算は一年間の勘定されは其間に種々の事業に費額の不足杯も之有へくに付其

時の備へに豫備金として別に何程かの金額を備へ置かざるへからず即其豫算の第一
は何か工事杯にして最早や出來上るべき所なりしも費用の不足よして竣功せしむる
事出來す出來ずとて捨措せば是迄爲し來りし所のものと徒費に屬する様なるが如き
如何にしても其不足を補ひ竣功せしめざるへからざる場合に備へる豫備金と第二は
豫算の外に出來たる如何にしても放措せられざる爲ねはならぬ費用の入る時に拂ひ
出す標備へ置く豫備金とす

第八條 豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ年度經過後帝國議會ニ提出シ

其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

(註解) 前條の豫備金にて仕拂ひたる金額は其年度の經過したる後にて必ず帝國議會へ
其計簿書を指出し其承諾を受け置かねは相成らぬことなり

第九條 毎年度大藏省證券發行ノ最高額ハ帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ

定ム

(註解) 大藏省の貨幣の都合に依て證券として紙幣を發行して通用せしむる事あり其證券を發行するには毎年度に最も多く發行する額を帝國議會へ申し出て議會評議の上にて之れを定むるものとす

第三章 收入

本章は政府へ取り入る可きものと又其の取り立てを爲すべき人とを定めり

第十條 租税及其ノ他ノ歳入ハ法律命令ノ規程ニ從ヒ之ヲ徵收スヘシ
法律命令ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非サレハ租税ヲ徵收シ又ハ其ノ他ノ歳入ヲ收納スルコトヲ得ス

(註解) 我々人民より上納すべき租税や其の他の政府に取り入るべきものは夫々定められたる按に據て取り立つるあり又取り立てを爲す人は各々其役目ノ有る人によりされは取り立つることは出來ざるなり

第四章 支出

支出と云ふは出さす事にして政府の拂ひ出しを爲す方法を定められたる條項なり

第十一條 毎會計年度ニ於テ政府ノ總費ニ充ツル所ノ定額ハ其ノ年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

(註解) 年々の會計年度に定められたる政府の費額は其仕拂ひをなす年度に取り入れたる所のものにて仕拂ふものとす

第十二條 國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス

國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ納ムヘシ直ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

(註解) 夫れノ大臣は議會に指出したる豫算に定めある通りの事に其費用を使用し

●會計法第三章 收入 第四章 支出

て豫算にも定めなきものなれば猶更假令ひ定めあるも此れは彼れに彼れを此れにと互に融通する事も決して相成らぬなり又其自身の司り居る中にて取り入れを爲したる金額のある時と目下に於て其金額の使用す可き事件のありとも一旦は必ず之れを國庫に納めされは直ちに之れを使用することは相成らぬものとす

第十三條 國務大臣ハ其ノ所管定額ヲ使用スル爲ニ國庫ニ向ヒテ仕拂命令ヲ發スヘシ但シ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ他ノ官吏ニ委任シテ仕拂命令ヲ發セシムルコトヲ得

(註解) 國務大臣は各々夫々自身の司り居る定額金の入用なる時は國庫へ仕拂ひを爲す可き旨を命令するなり併し亦から大臣自身にあらすとも此法律の外は別段定めある所の掟に據て他の官吏に委任して仕拂の命令を爲さしむるも差支へあし

第十四條 國庫ハ法律命令ニ反スル仕拂命令ニ對シテ仕拂ヲ爲スコトヲ得ス

(註解) 國庫の方にては假令如何なる者より申し來るも掟に違ひし仕拂の命令にありしあらんに之決して其命令の仕拂ひを爲す事は出來ざるなり

第十五條 國務大臣ハ政府ニ對シ正當ナル債主若ハ其ノ代理人ノ爲ニスルニ非サレハ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得ス

左ノ諸項ノ經費ニ限り國務大臣ハ主任ノ官吏ニ委任シ又ハ政府ノ命令シタル銀行ニ委任シテ現金支拂ヲ爲サシムル爲ニ現金前渡ノ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得

第一 國債ノ元利拂

第二 軍隊軍艦及官船ニ屬スル經費

第三 在外各廳ノ經費

第四 前項ノ外總テ外國ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

- 第五 運輸通信ノ不便ナル内國ノ地方ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費
- 第六 廳中常用雜費ニシテ一箇年ノ總費額五百圓ニ滿タサルモノ
- 第七 場所ノ一定セサル事務所ノ經費
- 第八 各廳ニ於テ直接ニ從事スル工事ノ經費但シ一主任官ニ付三千圓マテヲ限ル

(註解) 國務大臣は政府より紛ひもなく正當ニ拂ひ出しを爲し與へざる可からざる債主か又は其人の代理人でなきことと國庫に向ひて仕拂ひ命令を爲す事相成らぬ併しなから國務大臣は

- 第一 國債即ち政府の借財の元金又は其の利息金
- 第二 陸海の軍隊や軍艦と而して政府の持船に付ての諸入費
- 第三 外國に在る公使館や領事館の如き官廳の諸入費
- 第四 第三に在る公使館領事館の如き官廳諸費の他の總て外國に於て仕拂ひをせねばならぬ諸入費

ばならぬ諸入費

- 第五 日本國內と雖とも僻里遠村又は島嶼なとよして物品の運搬や管信の不便なる地方よて仕拂ひを爲す諸入費

- 第六 官署の内にて日々何事と云ふ事なく種々雜多の費用に使用する總金高の一箇年間積りて五百圓に足らざる諸入費

- 第七 軍隊行軍とか電線架設の如き何處と定めなくして取扱を爲す事務所の諸入費
- 第八 各官署にして請負など爲さしめずして直に官署より司どり居る諸工事の入費は一事業の主任官に三千圓以下の金額を委託しまた政府より命せられたる銀行に委託して現金にて拂ひ出しを爲さしめんか爲には國庫に向つて現金を當り前より前に拂ひ出すへきの命令を出すことを得るあり

第五章 決算

本章は第二章に定めゆる豫算を年度中に收入支出し來り其の終りに至り詳細に

●會計法 第三章 收入 第五章 決算

大勘定を成すに付ての方法を定めあるあり

第十六條

會計検査院ノ検査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル總決

算ト同一ノ様式ヲ用井左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ

歳入ノ部

歳入豫算額

調定濟歳入額

收入濟歳入額

收入未濟歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令濟歳出額

翌年度繰越額

(註解) 凡て決算は歳入歳出とも決算済の上にて一々會計検査院の點檢を受く其検査済

の後政府より帝國議會ニ指出す歳入歳出の總決算と第二章に定めある總豫算と同一

様の書式よして歳入の部へと歳入豫算額、調定濟歳入額、收入濟歳入額、收入未濟

歳入額、歳出の部には歳出豫算額、豫算決定後増加歳出額、仕拂命令濟歳出額、翌年

度繰越額、の計算を明らかに記載せねば相成らぬものとす

第十七條 前條ノ總決算ニハ會計検査院ノ検査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ

添附スヘシ

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

●會計法第五章 決算

第三 特別會計計算書

(註解) 前條の會計検査院にて検査爲したる総決算書には同院より議會への報告の書類
と俱に第一項第二項第三項に掲げある書類を添て議會に指し出す可きものあり

第六章 期滿免除

本章は政府と人民の間へ附て貸借其他一切の取引は何年間を經過すれば其義務を果さざるも其責に預かるに及ばざる手を定めあるあり

第十八條 政府ノ負債ニシテ其ノ仕拂フヘキ年度經過後滿五箇年内ニ
債主ヨリ支出ノ請求若ハ仕拂ノ請求ヲ爲サザルモノハ期滿免除トシ
テ政府ハ其ノ義務ヲ免ル、モノトス但シ特別ノ法律ヲ以テ期滿免除
ノ期限ヲ定メタルモノハ各其ノ定ムル所ニ依ル

(註解) 此會計法の外特別ニ其期滿免除の期限を定められたる法律に従ふもの、外は政

府の借財にして其の抽出しを爲すヘキ年度の經過すること滿五ヶ年の後になるも其
の抽出しを受くヘキ債主より仕拂の請求を爲さざることは最早や其仕拂ひを爲す可
き義務の年限の滿ちたるものと見做して政府は其の後は一切其責を免れ仕拂する
に及ばざるものと定められたり

第十九條 政府ニ納ムヘキ金額ニシテ其ノ納ムヘキ年度經過後滿五箇
年内ニ上納ノ告知ヲ受ケサルモノハ其ノ義務ヲ免ル、モノトス但シ
特別ノ法律ヲ以テ期滿免除ノ期限ヲ定メタルモノハ各其ノ定ムル所
ニ依ル

(註解) 何人なりとも政府へ上納する年貢其他官有物の抽下代價なりともその上納すヘ
キ年度を過ぎ猶ほ上納せずして滿五ヶ年の中間若し政府に忘却するか又は何かの都
合に依りて上納せよとの通知のなきときは何人なりとも其の義務を盡すの期限を過
さしものとして其金額を上納するに及ばざるなり併しながら他に特別の控りて別

●會計法第六章 期滿免除

段に其期滿免除の期限の極められてあるものは其の法律規則に従ふべしは勿論なり

第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入

一年中の大計算を爲し餘り金の有りたる時定額金を翌年度へ繰り越し又と豫算の外に思ひ掛あき収入の有りたる時又と定額金を前年度分へ戻し入れを爲すよ付ての規定なり

第二十條 各年度ニ於テ歳計ニ剩餘アルトキハ其ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘシ

(註解) 年度替りくの大計算ニ餘り金のありたることと其翌年度の歳入の部へ繰り込むものなり

第二十一條 豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルヘキ工事又ハ製造ニシテ避クヘカラサル事故ノ爲ニ事業ヲ遅延シ年度内ニ

其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

(註解) 豫算に特別の明文ありて許しあるもの又は一年度の内にて出来上るべき工事又と製造物にして是非とも免れられない故障碍のありて其工事あり製造なりの事業を延引し其年度内に定められたる費額の支拂ひを爲し終らざりしものは之を翌年度に繰越して使用することか出来るなり

第二十二條 數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造及其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ毎年度ノ仕拂殘額ヲ竣功年度マテ遞次繰越使用スルコトヲ得

(註解) 幾年と年限を極めて出来上らする普請事製作物か又は其餘の事業にして年度毎に繼續費として繼續されて拂ひ出すべき約束を以て其總額高を定めたる者は年度毎に拂出たる残り金を其工事あり製作物ありの出来上る年度まで遞次繰り越し使用する

●會計法第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入 十九

ることか出来るものとす

第二十三條

誤拂過渡トナリタル金額ノ返納出納ノ完結シタル年度ニ

屬スル收入及其ノ他一切豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歳入ニ組入ル

ヘシ但シ法律勅令ニ依リ前金渡概算渡練替拂ヲ爲シタル場合ニ於ケ

ル返納金ハ各之ヲ仕拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ルコトヲ得

(註解) 政府官廳に誤て拂ひ出すべき所に非ざるを拂ひ又は正當より餘計に拂ひ出の

してありし金額が其後返納出納の相濟みたる年度に收入し其餘一切豫算額の外に

在りし收入金は總て其收入したる年度の歳入の部に組み入るべきものなり併しな

ら法律勅令杯の掟に依り前金渡概算渡練替拂を爲したる場合の返納金を夫れ之

れを拂出したる經費の定額金の中へ戻し入る、ことか出来るなり

第八章

政府ノ工事及物件ノ賣買貸借

政府が普請を爲し又は品物を賣買貸借する事ヲ付き其方法を定められたり

第二十四條

法律勅令ヲ以テ定メタル場合ノ外政府ノ工事又ハ物件ノ

賣買貸借ハ總テ公告シテ競争ニ付スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ競争

ニ付セス隨意ノ約定ニ依ルコトヲ得ヘシ

第一 一人又ハ一會社ニテ專有スル物品ヲ買入レ又ハ借入ル、トキ

第二 政府ノ所爲ヲ祕密ニスヘキ場合ニ於テ命スル工事又ハ物品ノ

賣買貸借ヲ爲ストキ

第三 非常急遽ノ際工事又ハ物品ノ買入借入ヲ爲スニ競争ニ付スル

暇ナキトキ

第四 特種ノ物質又ハ特別使用ノ目的アルニ由リ生産製造ノ場所又

ハ生産者製造者ヨリ直接ニ物品ノ買入ヲ要スルトキ

●會計法 第八章 政府ノ工事及物件ノ賣買貸借

第五 特別ノ技術家ニ命スルニ非サレハ製造シ得ヘカラサル製造品
及機械ヲ買入ル、トキ

第六 土地家屋ノ買入又ハ借入ヲ爲スニ當リ其ノ位置又ハ構造等ニ
限アル場合

第七 五百圓ヲ超エサル工事又ハ物品ノ買入借入ノ契約ヲ爲ストキ

第八 見積價格二百圓ヲ超エサル動産ヲ賣拂フトキ

第九 軍艦ヲ買入ル、トキ

第十 軍馬ヲ買入ル、トキ

第十一 試験ノ爲ニ工作製造ヲ命シ又ハ物品ヲ買入ル、トキ

第十二 慈善ノ爲ニ設立セル教育所ノ貧民ヲ備役シ及其ノ生産又ハ
製造物品ヲ直接ニ買入ル、トキ

第十三 囚徒ヲ備役シ又ハ囚徒ノ製造物品ヲ直接ニ買入ル、トキ及
政府ノ設立ニ係ル農工業場ヨリ直接ニ其ノ生産又ハ製造物品

ヲ買入ル、トキ

第十四 政府ノ設立シタル農工業場又ハ慈善教育ニ係ル各所ノ生産
製造物品及囚徒ノ製造物品ヲ賣拂フトキ

(註解) 法律又は勅令にて特別に定められたる場合を除くの外は政府の工事の受貨品物
の買入借入は總て公けに廣告して望人を互に競争せしむるなり政府の金額は人民の
膏血なれば少許たりとも節減儉略の主意に依り可成冗費を省かざる可からず故に歐
米各國政府にても大概此等の取引を競争法よして大に利する處ある由かれど我政府
も是に則られしものか然るも下の場合よ於ては競争を爲さしむることなく氣儘に約
定をすること、相成るなり

第一 唯一人か又之ニ會社の外他に所有者なき物品を買入れ爲は借入するに

第二 政府は世上一般へ漏れ聞て都合の宜からざる密かにせねばならぬ工率其
他物品の賣買貸借をなすとき

第三 何れ天災時變杯のありて大至急に工事又は物品の買入借入をなし迎も競争を
とをなすの違なきとき

第四 一種特なりたる性質の物又は特更に目的のあるありて其物品の出来たる所か
製造したる所よりか又は生産者製造者より直さく物品の買入をせねばなら
ぬとき

第五 通常技術家の迎も及ばない別段に其技術家を命するてあるとき又は製造し得
られぬ製造品や機械を買入る、とき

第六 地所家屋の買入借入をするに付其場所か又は建築物の都合に限りありて競争
をなすしむることのならぬとき

第七 五百圓に足らぬ少金額の工事又は物品の買入借入の約束をなすとき

第八 見積りの價格二百圓以下の動産（動産は時々動かし又動かさるべき財産即ち

日用の器具類の如し不動産は時々又は一切動かすべからざる土地家屋の如きを
謂ふ）を賣り拂ふとき

第九 軍艦の買ひ入れを爲すとき

第十 陸軍に使用する馬匹の買入を爲すとき

第十一 器械杯の果して見込通り好結果を得るか試験を爲すに附其工作製造を命し
又は其物品の良好なるや否を試験する爲め買入る、とき

第十二 世上貧困者の恵みの爲めに設けある教育所の貧民を備役するか其輩の
生産又は製造物品を直さく買ひ入る、とき

第十三 囚徒を備ひ使役し又は囚徒の製造物品を直さく買入るとして政
府の設けられたる農業場工業場より直さく其の生産又は製造物品を買ひ
入る、とき

第十四 政府の設立したる農業場工業場又は貧家の少年を恵みの爲め教育する所の

●會計法第八章 政府ノ工事及物件ノ賣買貸借

生産製造物品及び囚徒の製造したる物品を賣拂ふとき

第二十五條 軍艦兵器彈藥ヲ除ク外工事製造又ハ物件買入ノ爲ニ前金拂チ爲スコトヲ得ス

(註解) 軍艦カ兵器 彈藥を買ひ入るゝ時を除くの外工事物品機械の製造又は種々なる品物を買ひ入るゝ爲めに物品を受取らざる前に金額を前渡しすることは決して相成らぬ事なり

第九章 出納官吏

政府の金穀の出し入れを爲す官吏の身上又ハ其他職務に付ての規定あり

第二十六條 政府ニ屬スル現金若ハ物品ノ出納ヲ掌ル所ノ官吏ハ其ノ現金若ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ會計検査院ノ検査判決ヲ受クヘシ

(註解) 政府の所有に屬する現金即ち金銀銅貨紙幣其他の物品の出納を掌り居る所の官吏は其現金又は物品に付ては萬事其責任を受負ひ會計検査院より爲す検査其他事故ありしとき爲すところの同院の裁判に従はねば相成らぬものとす

第二十七條 前條ノ官吏水火盜難又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ其ノ保管スル所ノ現金若ハ物品ヲ紛失毀損シタル場合ニ於テハ其ノ保管上避ケ得ヘカラサリシ事實ヲ會計検査院ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ負擔ノ責ヲ免ルコトヲ得ス

(註解) 前條に記載しある所の官吏にして若しも水火盜難または其の餘の事故の爲め其自身の預り支配し居る所の現金若くは物品の紛失し毀損したるか如き政府の損害と相成る場合には其自身の預り守り居る現金若くは物品を職務上災難を免れしむることの出来なかりし實際の事柄は會計検査院に於て保証し明らかに責任の解除の裁判を受くるでない時之其の政府損害の負擔は飽く迄も賠償せしめ決して政府

會計法第九章 出納官吏

の損害に歸せしむることは相成らぬなり

第二十八條 現金又ハ物品ノ出納ヲ掌ルニ付身元保證金ヲ納メシムル
コトヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

(註解) 現金や又は物品の出し納れを掌り居るに附前條の如き場合の豫備に身元保証金を政府へ上納せしむることを肝要とするの官吏は別段に勅令にて定めらるゝなり

第二十九條 仕拂命令ノ職務ハ現金出納ノ職務ト相兼ヌルコトヲ得ス

(註解) 仕拂の命令を掌る所の職務を現金の出し納れを爲す職務と兼務をすることは相成らぬ是れか兼務を成すときは其弊害の起ること多けれとなり

第十章 雜則

本章は他の章に入るゝ能はざる種々様々の條項を雜へ記載しあれば雜則と云ふなり

第三十條 特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會

計ヲ設置スルコトヲ得

特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

(註解) 一種別段に肝要にして約言すれば一般に通用ありかたき或る部分に必要なる此の會計法に據り難きものあるときは特別會計の方法を設けることか出来る其特別會計法を設け置かるゝときは法律にて定めらるゝものと知るべし

第三十一條 政府ハ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得

(註解) 日本政府は國庫金の取扱方を日本銀行へならば命令することの相成るも他の各國私立銀行へと先づ目下の所にては命令する事相成らぬものとす

第十一章 附則

本章は此會計法の諸條項に附屬して必要なる條項を規定されたるものなり

第三十二條 本法ノ條項帝國議會ニ關涉セサルモノハ明治二十三年四月二日ヨリ施行シ其ノ關涉スルモノハ帝國議會開會ノ時ヨリ施行ス

●會計法第十章 雜則 第十一章 附則

決算ニ係ル條項ハ帝國議會ノ議定ヲ經タル年度ノ歲計ヨリ施行ス

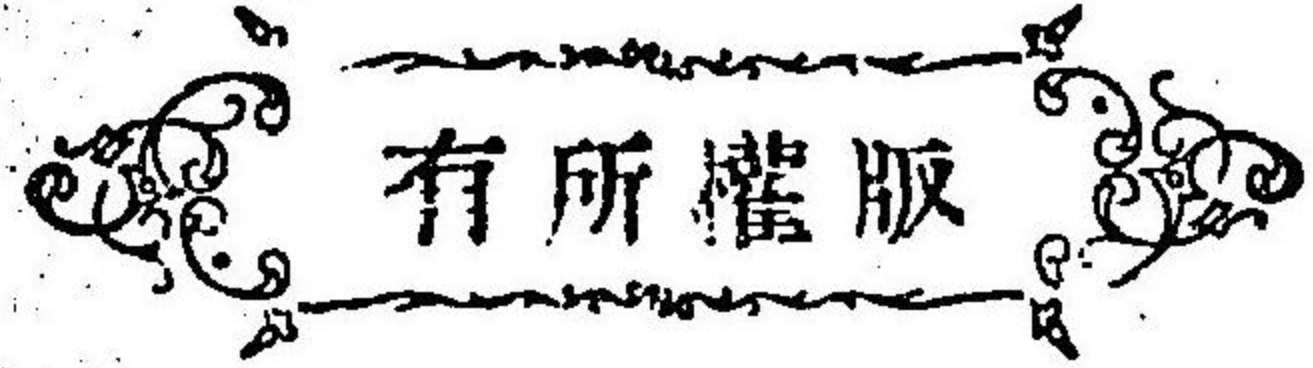
(註解) 此會計法の中に定められたる條項にして帝國議會に關係のなきものは明治二十三年四月一日の年度始めより實行せらるる其帝國議會に關係のあるものは帝國議會の閉會せられたる時より實行するものあり而して本法第五章に規定せられある決算に關係したる條項は帝國議會の評議決定せられたる年度の歲計より實施されるもの也

第三十三條 本法ノ條項ト牴觸スル法令ハ各其ノ條項施行ノ日ヨリ廢止ス

(註解) 此會計法の中に規定されたる條項と互に觸れ合ふ所の法律勅令等は夫々其の牴觸する條項の實施せらるる日より廢止するものとす

會計法註解 終

明治廿二年二月十五日印刷
全 年二月十六日出版
全 年三月十一日訂止再版



發行者 中村芳松

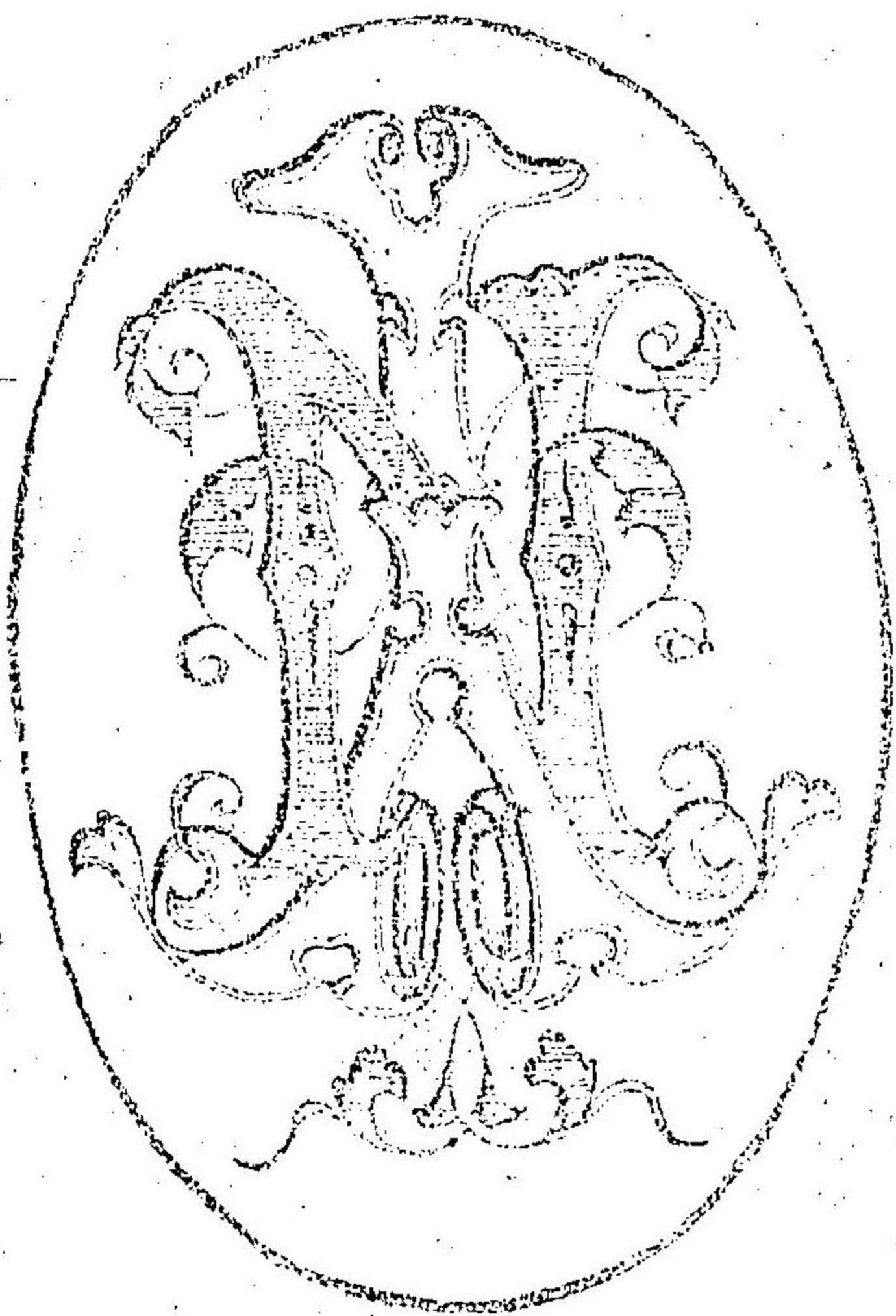
著作者 森岡貞義

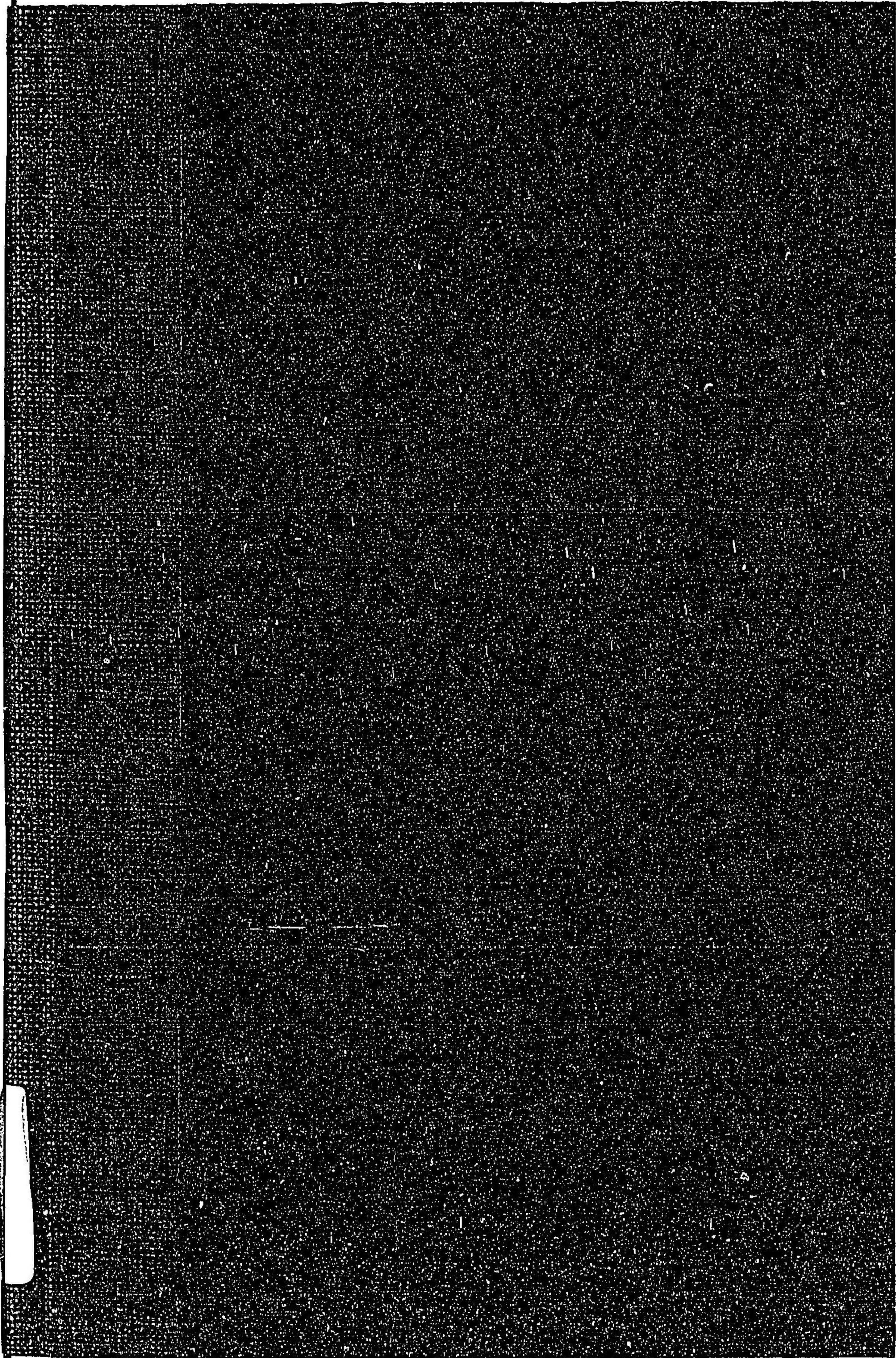
印刷者 大垣彌太郎

大坂南區末吉橋通四丁目
八十九番屋敷

同府東區島町一丁目
三番屋敷

大坂東區高麗橋五丁目
四十五番屋敷





特15

520

帝国宪法注解

国立国会図書館

031768-000-7

特15-520

帝国宪法注解

森岡 貞義/著

M22

BBE-0396

